

事業用自動車総合安全プラン2020

～個人タクシー事業における取り組み状況～



令和3年3月19日（金）



一般社団法人 全国個人タクシー協会

個人タクシー事業における総合安全プラン2020

1. 事業用自動車総合安全プラン2020の事故等削減目標

【タクシー全体】

- (1) 令和2年までに**死者数25人以下**
- (2) 令和2年までに**人身事故件数9,500件以下**
- (3) 飲酒運転ゼロ

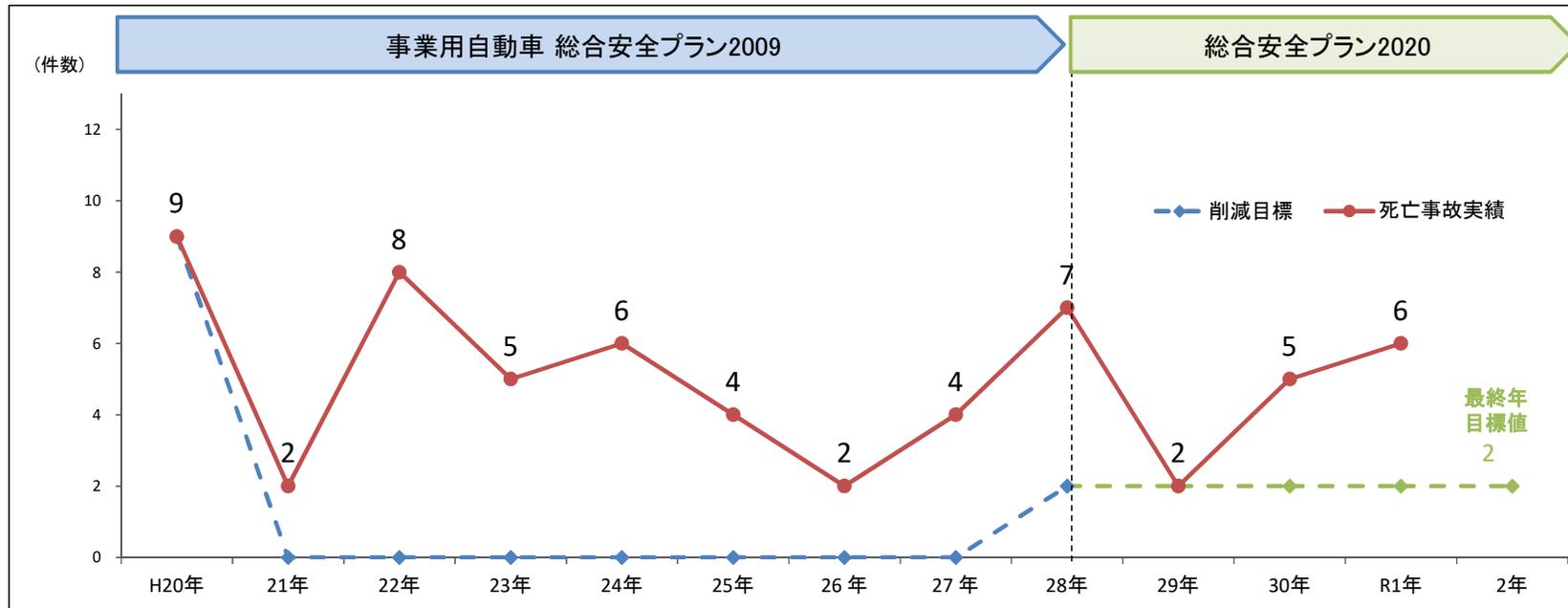
2. 個人タクシー事業における事故等削減目標

- (1) 令和2年までに**死亡事故件数（第1当事者）2人以下**をめざします。
- (2) 令和2年までに**人身事故件数（第1当事者）732件以下**をめざします。
- (3) 毎年、飲酒運転ゼロをめざします。



事故等削減目標値と発生件数

(1) 死亡事故（第1当事者）の削減目標と発生件数



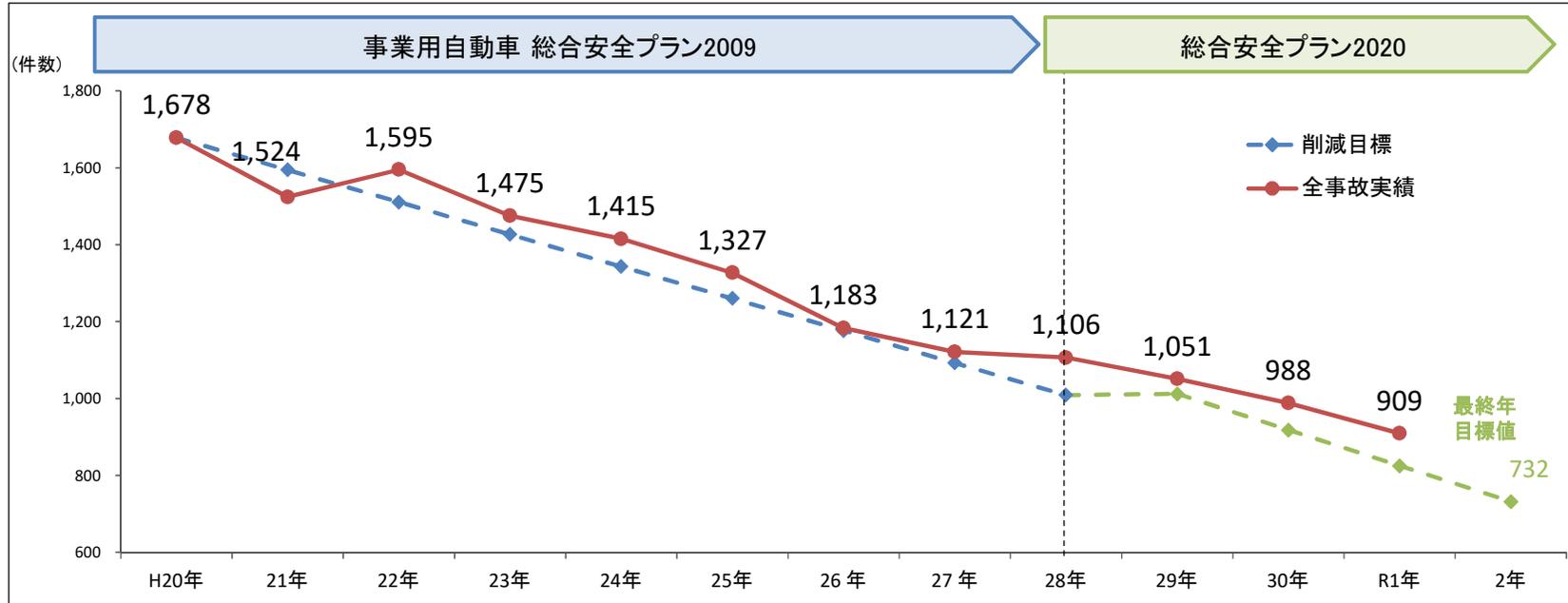
年	H20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R1年	2年
目標	9	(毎年0件を目指す)							7	2			
実績	9	2	8	5	6	4	2	4	7	2	5	6	2

事故件数出典：全タク連機関誌掲載数値（警察庁調べ）

総合安全プラン2009においては、目標値を毎年0件としており、目標達成には至らなかった。
 総合安全プラン2020においては、近年の実績値に基づき構成率に応じて目標値を2件と設定した。
 令和元年は目標達成に至らなかった。

事故等削減目標値と発生件数

(2) 人身事故（第1当事者）の削減目標と発生件数



年	H20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R1年	2年
目標		(平成30年までに半減)								732			
実績	1,678	1,524	1,595	1,475	1,415	1,327	1,183	1,121	1,106	1,051	988	909	

事故件数出典：全タク連機関誌掲載数値（警察庁調べ）

令和元年 人身事故発生件数

909件 前年比 ▲79件 ▲8.0%

【参考】

平成30年度末事業者数 32,315人

令和元年度末事業者数 31,152人 ▲3.6%

事故削減目標達成に向けた計画

1. 全国個人タクシー協会本部としての計画

(1) 個人タクシー事業における総合安全プラン2020の策定

平成29年6月の「事業用自動車総合安全プラン2020」の策定を受け、同年7月、「個人タクシー事業における総合安全プラン2020」を策定。

「個人タクシー事業にかかる事故等削減目標」と「目標達成に向けて当面講ずべき施策」を掲げ、支部・会員・所属団体に周知しました。また、支部に対し「支部における総合安全プラン2020」を策定するよう指示し、会員・所属団体等への周知及び積極的な取り組みを要請しました。

個人タクシー事業における総合安全プラン2020

平成29年7月11日 策定
社団法人 全国個人タクシー協会

I. 個人タクシー事業にかかる事故等削減目標

1. 平成32年までに死亡事故件数(第1当事者)2人以下をめざします。
2. 毎年、飲酒運転ゼロをめざします。
3. 人身事故件数(第1当事者)を平成32年までに732件以下をめざします。

II. 目標の達成に向けて当面講ずべき施策

1. 行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築

(1) 法令遵守の徹底と安全輸送の取組の強化

① 安全マネジメントの周知・徹底
個々の個人タクシー事業者、協同組合等の各団体において、PDCAサイクルを継続的に繰り返す。絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう、周知徹底を図ります。
また、関連セミナー等に積極的に参加し、関連情報の収集・活用に努めます。

② NASVAの活用、安全マネジメント講習
NASVAの一般講習、適性診断、安全マネジメント関係講習会等の活用を推進します。
また、協同組合等の各団体において、ナスバネット(インターネット適性診断システム)を導入するよう推進します。

③ 安全運行指導員による指導・監督内容の明確化
安全運行指導員が事業者に対して、実効性のある指導・監督が行えるよう、国が作成する関係マニュアルを各団体及び安全運行指導員に周知徹底します。

④ 冊子「安全運行指導員:活動マニュアル」の作成
冊子「安全運行指導員:活動マニュアル」の見直し・内容充実を図り、協同組合等の各団体、安全運行指導員あて配付します。

⑤ 交通安全意識高揚のための表彰制度の活用
交通安全運動における優秀団体表彰やセーフティドライバーコンテストを活用した交通安全意識の高揚に努めます。

(2) 利用者を含めた関係者の連携強化による安全性向上

- ① マスターズ制度の適正運用とPR活動
安全性やサービス水準に関して評価・認定する優良個人タクシー事業者認定制度(マスターズ制度)の適正運用を図り、利用者へのPR活動を通じて、利用者が選択するために必要な安全情報等を提供します。
- ② 車内事故防止対策の徹底
「シートベルト着用」ステッカーの貼付及び「防犯カメラ設置」等について利用者の理解を促す等、車内事故防止対策を徹底します。

2. 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

- ① アルコールチェッカーの装備・使用・確認の徹底
各所属団体等において、事業者に対してアルコールチェッカーの装備・使用・確認の徹底を指導します。
- ② アルコールに関する専門的教育
各所属団体等において、ASK(アルコール薬物問題全国市民協会)等、関係機関の講習会受講を推進します。
機関紙「全個協」等で飲酒運転の根絶について指導します。
- ③ 運転中の携帯電話・スマートフォン使用の防止
講習会・機関紙「全個協」等で運転中の携帯電話等の使用禁止を周知します。

3. 自動運転、ICT等新技術の利用・普及の促進

- ① 先進安全技術を搭載した車両の普及・促進
先進安全技術を搭載した車両への代替え促進のための新技術の情報提供を行います。
- ② 映像記録型ドライブレコーダを活用した運行管理の高度化
安全対策の推進のためドライブレコーダの導入を推進します。各所属団体等において、費用の助成措置等について検討し実施します。

4. 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策

- ① 所属団体内における事業者の運転・健康状態のチェック体制の確立・実施
所属団体事業者の運転状態や健康状態について、所属団長、安全運行指導員、事務職員などが一体となってチェックし指導する体制を確立し実施します。
- ② 事業者の健康管理に係る指針の作成
国が作成する健康管理に係るマニュアル等を周知徹底します。
安全サービス委員会において、運転業務に伴う疾病や身体に及ぼす影響、健康管理に関する情報を収集し、対策を検討します。
- ③ SASスクリーニング検査の普及と啓発
SASスクリーニング検査の受診について啓発します。

5. 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応

- ① 業界全体での事故情報の共有
年間の個人タクシーの事故発生状況を各団体へ報告するほか、重大事故等が発生した場合は、事故概要・原因等を迅速に報告し注意を喚起します。
また、国土交通省が発行するメールマガジン「事業用自動車安全通信」を積極的に活用します。
- ② 支部における「安全対策推進会議」の設置、当該地域の「〇〇地域事業用自動車安全対策会議」への積極的参画
各支部において「安全対策推進会議」を設置して「支部安全プラン」の見直し・策定をし、支部・会員・所属団体が一体となって推進します。
また、当該地域の運輸局に設置された「〇〇地域事業用自動車安全対策会議」に積極的に参画し、情報収集をするとともに、支部での安全対策の取り組みの見直し強化を図ります。

- ③ 各団体での事故削減目標の明確化
支部・会員・所属団体において、全国個人タクシー協会の策定した事故削減目標に基づき、削減目標を明確にします。
 - ④ 交通安全運動の実施
継続して全国個人タクシー協会主催の「交通安全運動」(毎年9～10月の2ヵ月間)を実施します。
 - ⑤ 車両の点検整備の徹底
車両の点検整備、運行に際しての日常点検整備を徹底します。
 - ⑥ 少人数による指導、KYT等による安全教育の実施
所属団体等の最小団体において、少人数による指導、KYT等を実施するほか、ドライブレコーダの映像を活用した安全教育を実施します。
また、ポスター・ビラ、機関紙、個別指導等による広報、啓発を実施します。
6. 道路交通環境の改善について

- ① 各団体(各地域)において、事業者から具体的な改善箇所等の情報を収集し、関係当局に対して改善要求を行います。

個人タクシー事業における総合安全プラン2020重点目標

個人タクシーの交通事故(人身事故・第1当事者)の4割以上を占める次の事故の削減を当面の「事故削減重点目標」に定め、積極的に当該事故の削減に取り組みます。

【事故削減重点目標】

- ① 交差点内での車両相互出会い頭の事故削減
- ② 交差点内での対向車事故削減
- ③ 第一通行帯での車両相互の追突事故削減
- ④ 交差点内での車両相互右折時の事故削減

支部・会員団体等において取り組むべき重点項目

- (1) 各支部・会員団体等における事故防止対策委員会(仮称)の設置、活動強化
事故防止対策委員会を設置し、当該団体等の事故発生状況、事故発生状況・原因等の分析、事業者からのヒヤリ/ハット体験の報告などを行う。必要によっては、事務所掲示板に事故の概要、原因を記したものを掲示し、注意を喚起する。
また、地域の管轄警察署から最近の事故情報を収集し、事業者に周知する。
- (2) 交通事故多発地点&危険箇所マップの作成
各支部・会員団体等において、事業者の情報や地域の管轄警察署等の協力により、当該地域の「交通事故多発地点&危険箇所マップ」(仮称)を作成し、団体事務所の掲示板に掲示する。
- (3) 各運輸局・運輸支局に対し、各支部・会員団体等における事故防止対策委員会(仮称)を開催する場合には、講演等のご協力依頼を行う。

事故削減目標達成に向けた計画

2. 各支部・会員団体・構成団体における計画

(1) 支部等における総合安全プラン2020の事故削減目標の策定

- ① 全個協本部は、各10支部の事故削減目標と当面講ずべき施策を示し、各支部において、「支部における総合安全プラン2020」を策定するよう指示をします。
各支部は、支部内の会員団体である県協会別の事故等削減目標値の設定をはじめ、それぞれの当面講ずべき施策を掲げ、会員団体に周知しております。
- ② さらに、全個協の会員団体である各県協会では、所属団体別の事故等削減目標値を設定して周知しております。

各支部の削減目標

(全国個人タクシー協会関東支部)

『事業用自動車総合安全プラン2020』
関東支部における事故削減目標及び当面の取り組み

【事故削減目標】
1. 毎年、死亡事故件数（第1当事者）ゼロを目指す。
2. 人身事故件数（第1当事者）を令和2年度までに345件以下、
3. 毎年、飲酒運転ゼロを目指す。

【削減目標】

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
死亡事故	0	0	0	0
人身事故	345	345	345	345
飲酒運転	0	0	0	0

※1. 令和2年度は、令和2年10月1日現在までの実績値を示す。
※2. 令和2年度は、令和2年10月1日現在までの実績値を示す。
※3. 令和2年度は、令和2年10月1日現在までの実績値を示す。

全国の事故削減目標

(全国個人タクシー協会)
各支部における事故削減目標・実績値

個人タクシー事業における総合安全プラン2020【全国の事故削減目標】
(1) 令和2年度までに死亡事故件数（第1当事者）2人以下をめざします。
(2) 毎年、飲酒運転ゼロをめざします。
(3) 人身事故件数（第1当事者）を令和2年度までに732件以下をめざします。

支部	事故発生件数（第1当事者）				基準年（令和1年）からの削減件数	
	基準年（令和1年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
北海道	16	13	29	0	25	-14
東北	16	17	17	0	22	-14
北陸信越	16	11	11	0	11	-9
関東	504	506	491	0	384	-159
中部	58	46	51	0	38	-32
近畿	290	240	225	0	204	-106
中国	35	34	20	0	25	-11
四国	16	12	9	0	7	-4
九州	130	135	113	0	102	-66
沖縄	25	21	16	0	8	-5
全国	1,106	1,051	988	0	825	-374

※1. 実績は、警察庁が公表した事故発生件数（第1当事者）
※2. 目標は、各支部で設定した事故削減目標
※3. カッコ内の数値は、前年実績（目標）と今年実績（目標）を比較した数値

会員団体の削減目標

(東京都個人タクシー協会)
各所属団体別の事故削減目標

所属団体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
東都協全体	349	341	313	285
足立第一支部	107	107	107	107
足立第二支部	100	121	119	110
足立第三支部	0	4	4	4
足立第四支部	0	1	1	1
足立第五支部	0	0	0	0
足立第六支部	0	0	0	0
足立第七支部	0	0	0	0
足立第八支部	0	0	0	0
足立第九支部	0	0	0	0
足立第十支部	0	0	0	0
足立第十一支部	0	0	0	0
足立第十二支部	0	0	0	0
足立第十三支部	0	0	0	0
足立第十四支部	0	0	0	0
足立第十五支部	0	0	0	0
足立第十六支部	0	0	0	0
足立第十七支部	0	0	0	0
足立第十八支部	0	0	0	0
足立第十九支部	0	0	0	0
足立第二十支部	0	0	0	0
足立第二十一支部	0	0	0	0
足立第二十二支部	0	0	0	0
足立第二十三支部	0	0	0	0
足立第二十四支部	0	0	0	0
足立第二十五支部	0	0	0	0
足立第二十六支部	0	0	0	0
足立第二十七支部	0	0	0	0
足立第二十八支部	0	0	0	0
足立第二十九支部	0	0	0	0
足立第三十支部	0	0	0	0
足立第三十一支部	0	0	0	0
足立第三十二支部	0	0	0	0
足立第三十三支部	0	0	0	0
足立第三十四支部	0	0	0	0
足立第三十五支部	0	0	0	0
足立第三十六支部	0	0	0	0
足立第三十七支部	0	0	0	0
足立第三十八支部	0	0	0	0
足立第三十九支部	0	0	0	0
足立第四十支部	0	0	0	0
足立第四十一支部	0	0	0	0
足立第四十二支部	0	0	0	0
足立第四十三支部	0	0	0	0
足立第四十四支部	0	0	0	0
足立第四十五支部	0	0	0	0
足立第四十六支部	0	0	0	0
足立第四十七支部	0	0	0	0
足立第四十八支部	0	0	0	0
足立第四十九支部	0	0	0	0
足立第五十支部	0	0	0	0
足立第五十一支部	0	0	0	0
足立第五十二支部	0	0	0	0
足立第五十三支部	0	0	0	0
足立第五十四支部	0	0	0	0
足立第五十五支部	0	0	0	0
足立第五十六支部	0	0	0	0
足立第五十七支部	0	0	0	0
足立第五十八支部	0	0	0	0
足立第五十九支部	0	0	0	0
足立第六十支部	0	0	0	0
足立第六十一支部	0	0	0	0
足立第六十二支部	0	0	0	0
足立第六十三支部	0	0	0	0
足立第六十四支部	0	0	0	0
足立第六十五支部	0	0	0	0
足立第六十六支部	0	0	0	0
足立第六十七支部	0	0	0	0
足立第六十八支部	0	0	0	0
足立第六十九支部	0	0	0	0
足立第七十支部	0	0	0	0
足立第七十一支部	0	0	0	0
足立第七十二支部	0	0	0	0
足立第七十三支部	0	0	0	0
足立第七十四支部	0	0	0	0
足立第七十五支部	0	0	0	0
足立第七十六支部	0	0	0	0
足立第七十七支部	0	0	0	0
足立第七十八支部	0	0	0	0
足立第七十九支部	0	0	0	0
足立第八十支部	0	0	0	0
足立第八十一支部	0	0	0	0
足立第八十二支部	0	0	0	0
足立第八十三支部	0	0	0	0
足立第八十四支部	0	0	0	0
足立第八十五支部	0	0	0	0
足立第八十六支部	0	0	0	0
足立第八十七支部	0	0	0	0
足立第八十八支部	0	0	0	0
足立第八十九支部	0	0	0	0
足立第九十支部	0	0	0	0
足立第九十一支部	0	0	0	0
足立第九十二支部	0	0	0	0
足立第九十三支部	0	0	0	0
足立第九十四支部	0	0	0	0
足立第九十五支部	0	0	0	0
足立第九十六支部	0	0	0	0
足立第九十七支部	0	0	0	0
足立第九十八支部	0	0	0	0
足立第九十九支部	0	0	0	0
足立第一百支部	0	0	0	0

支部・会員団体・所属団体がそれぞれの立場で目標達成に向け取り組んでいます

所属団体の目標

(例：東京都個人タクシー協同組合)

東個協全体の人身事故削減 **チャレンジアンダー165**
対象期間 令和2年1月～12月

東個協 人身事故削減 **チャレンジアンダー165**
対象期間 令和2年1月～令和2年12月

令和2年12月31日現在 **160/165件**

目標以内を目指し、皆で安全運転でがんばろう！

構成団体の目標

(例：東京都個人タクシー協同組合 足立第一支部)

東個協全体の人身事故削減 **チャレンジアンダー165**
対象期間 令和2年1月～12月

足立第一支部 人身事故削減 **チャレンジアンダー7**

令和2年12月31日現在 **9/7件**
(東個協160/165件)

目標以内を目指し、皆で安全運転でがんばろう！

会員団体傘下の所属団体（139）の1つである東京都個人タクシー協同組合では、事故等削減目標165件を、さらに傘下の構成団体ごとの台数に応じて振り分け、毎月、事故発生件数を記載したポスターを当該団体に配付して周知し、事故削減目標達成に取り組んでいます。

事故削減目標達成に向けた具体的促進策

(6) その他、目標達成に向けた諸施策を継続して実施しています

- ① 安全マネジメントの周知徹底、PDCAサイクルの実践
- ② マスターズ制度の適正運用・PR活動

無事故無違反をはじめ、安全運転の維持・確保、関係法令の遵守、良質なタクシーサービスの提供等の基準をクリアし、外部認定委員の審査により認定されたマスター・ふたつ星・ひとつ星の事業者が表示灯に称号標を表示



マスター称号標の表示例



- ⑥ 事業者用教育教材の作成・配付

新規事業者向けの教育教材として、営業・安全・接客サービス面の遵守事項・注意点等を記載した教本「そして明日へ」を作成し、配付しています。

また、事故防止・健康管理についてチェック項目を記載した「チェック＆チェック」を作成し配付しています。

支部・会員においては、毎年開催する事業者研修会、新規事業者向けの新規加入者研修会で配付し、教育教材として活用しています。

- ③ 交通安全運動の実施

毎年9月～10月の2ヶ月間にわたり協会本部が主催となって交通安全運動を実施しています。期間中の事故発生状況、交通安全指導活動を採点し、成績優良団体を表彰しています。

- ④ 事故情報の活用

国土交通省自動車局メールマガジン「事業用自動車安全通信」に記載された事故情報等をまとめ、情報提供を行っています。

- ⑤ ステッカーの貼付

シートベルト着用や安全運転履行のステッカーを全車両に貼付しています。



など

事故削減目標達成に向けた具体的促進策

【支部等の取組み例】

(1) ポスターによる周知

関東支部では、事故等削減目標値の周知や悪質違反の撲滅を訴えるポスターを作成し、関係団体に配付して掲示しています。

(2) 各支部・会員団体等における事故等削減目標達成のための会議への参画

- ① 各運輸局で開催される「事業用自動車安全対策会議」へ参画しています。



資料4

各運輸局「事業用自動車安全対策会議」への参画状況について
令和2年度

運輸局	開催日(予定)	会場名
北海道	令和2年10月5日	北海道地域事業用自動車安全対策会
東北	令和2年9月8日	東北地域事業用自動車安全対策会
北陸信越	令和2年11月20日	北陸信越地域事業用自動車安全対策会
関東	令和2年4月27日	関東地域事業用自動車安全対策会
中部	令和2年12月2日	中部ブロック地域事業用自動車安全対策会
近畿	令和2年11月20日～12月4日(予定)	近畿地域事業用自動車安全対策会
中国	開催未定	中国地域事業用自動車安全対策会
四国	令和2年10月21日	四国地域事業用自動車安全対策会
九州	令和2年8月20日	九州地域事業用自動車安全対策会
沖縄	令和2年10月28日	沖縄地域事業用自動車安全対策会

※北海道、関東、九州…新型コロナウイルスのため音延開催

- ② 支部・会員団体・所属団体内部に事故防止対策委員会を設置し、当該団体の事故発生状況・事故原因等の分析、事業者からのヒヤリ・ハット体験の報告などを行います。必要によっては、事務所掲示板に事故の概要、原因を記したものを掲示し、注意を喚起しています。
- ③ 運輸局・運輸支局、警察による講演をはじめ、事故防止講習会・研修会を開催しています。また、個別・少人数等によるKYT、ドライブレコーダーの映像を活用した講習を実施しています。

東北
事故防止講習会の様子



東京
少人数KYT講習会の様子



事故削減目標達成に向けた具体的促進策

- ④ NASVA主催の運行管理者一般講習の受講
(当協会の「安全運行指導員制度」の認定要件として)

NASVA運行管理者一般講習 安全輸送の根幹を担う者としての 誇りと責任を

12月3日(木)・4日(金)の両日、午前10時15分より、個人タクシー会館にて独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)主催による「運行管理者一般講習」が行われました。通常は一日で行うところ、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、2日間に分けての開催となり、東京の99名をはじめとして、神奈川県、千葉県、埼玉県1名の計114名が参加しました。

本講習会は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき、運行管理者に受講が義務付けられている講習です。さらに全国個人タクシー協会安全運行指導員制度に基づき、これから安全運行指導員となる方、安全運行指導員の認定を更新される方が受講する講習でもあります。

講習会の冒頭、NASVA東京主管支所長から、以下の挨拶がありました。
「ご承知の通り、国土交通省では事業用自動車総合安全プラン2020を策定し、「飲酒運転ゼロ」を含む事業用自動車の交通事故の削減目標を掲げて取り組みを進めているところです。そして個人タクシー事業における総合安全プラン2020に基づき、高齢事業者等の安全講習会の実施や健康管理・運転適性チェックの徹底、安全運行指導員の積極的活用など、安全輸送の

確保や事故防止活動に取り組んでいただいているところです。
現在、運送業界全体のドライバー不足が進んでおり、新型コロナウイルス感染症もあって、個人タクシー業界でも事業者数の激減が深刻化し、非常に厳しい環境にあると思います。そして、このような厳しい状況だからこそ、日頃から安全輸送の根幹を担う運行管理業務を担当する方々の責任は大変重く、今後ますます重要なものとなっていくと思われれます。
今日の講習は、本来運行管理者の業務に必要な最新の法令や通達等の知識習得を目的とした義務講習です。個人タクシー事業者は優良運転者であり、運行管理、車両管理そして健康管理など、自己管理の徹底をしていただいているところだと思いますが、さらに安全運行に関する指導を円滑に実施して



- ⑤ 警視庁主催の
高齢タクシードライバー交通安全教室への参加

警視庁主催 高齢タクシードライバー交通安全教室開催

自分の技量を把握し、安全運転に繋げよう

高齢ドライバーによる交通事故の抑止対策の一つとして8月28日(水)午後1時より、「高齢タクシードライバー交通安全教室」が開催されました。世田谷区喜多見の警視庁交通安全教育センターにて、65歳から81歳の個人タクシー事業者16名が参加し、テストコースにおける実技と座学等を通して安全運転の基本を再確認しました。

開会の挨拶として、警視庁交通部交通総務課工藤係長より「今日出席された方々は、長い方では60年以上の運転経験がある経験豊富な方々です。その中でも、知らず知らずのうちに身につけてしまったクセや、自分が正しいと思っているが間違っているかもしれない



「個々の交通安全運転に繋がっていただきたい」と話す工藤係長

動作、また判断力や瞬発力、反射神経等がご自身の思っているレベルと少し違う、という部分を把握する機会にさせていただき、個々の交通安全運転に繋がっていただきたいと思えます。
昨年2年間、タクシードライバーが関わる交通事故が4666件あり、そのうち65歳以上のタクシードライバーが38%を占めています。3件に1件は高齢ドライバーということですから、皆さんにとっても他人事ではないと思えます。車を運転する以上、誰にでも等しくリスクがあります。しかし、そのリスクを減らすために、正しく自分の状況を認識し、安全な運転をすることで大幅に危険を減らすことが出来ます。今日はそういう気持ちをしつかりと持ち、取り組んで下さい」という言葉がありました。

実技講習では、テストコースで合同に合わせた「急ブレーキ」と、体感40キロで走行しつつ信号に瞬時に反応して、ブレーキを使わずハンドルを切って走行する「信号回避」という2つの体験を行いました。急ブレーキを踏む力、咄嗟の判断や、走行スピードの体感など、改めて基本の大切さを学びました。また座学講習では、実技講習で学んだ危険予知についてグループによるディスカッションを行いました。
最後に交通安全教育センター柴崎係長より「皆さん、まずは現状を素直に受け止めて下さい。そして今までの経験の積み重ねを生かし、『事故を起こさないためにはどうすればいいか』と考えるながら運転して下さい。気をつけることで防ぐことのできる事故がたくさんあります。どうぞ宜しくお願いします」と講習をいただき、教室は終了しました。



指導を受ける参加者

いただくために、安全運行指導員である皆様が大変重要な役割を担っていただくこととなります。

この講習を機に、運行管理業務の必要性・重要性を改めてご認識いただき、個人タクシー事業発展のため、事故防止そして法令遵守にご尽力をいただきますよう、宜しくお願いいたします」
配付された資料を用いて東京運輸支局保安担当専門官、NASVA専任講師等による講義が16時20分まで行われ、最後に全体を通しての質疑応答が行われた後、午後4時40分に講習会は終了しました。

事故削減目標達成に向けた具体的促進策

⑪ 警視庁赤坂警察署より「横断歩道における歩行者優先」などについて他のドライバーの模範となる啓発隊として個人タクシーが委嘱されました

「横断歩道は歩行者優先」

警視庁赤坂警察署では、通死事故の第一当事者の多くが自動車であり、「自動車」対「歩行者」の交通死亡事故の多くが、歩行者の道路横断

中に行っており、このうち約3割が横断歩道上での事故となっている。一方で、自動車運転者の歩行者保護意識が、まだ十分には浸透していないこともあり、赤坂警察署では走行量の多いプロの運転者である個人タクシーの協力

赤坂警察署長が「本日、9月21日

赤坂警察署長があいさつ

委嘱式では、赤坂警察署の

丸山光副会長は「尊い命を救い、交通安全を無くしていくため、個人タクシーは先頭に立つて努力をしていく」など述べた。

赤坂警察署の小林署長から啓発隊代表の個人タクシー事業者に、委嘱状と「TOKYO SAFETY ACTION」横断歩道「歩行者を優先します」と記載されたステッカーが手渡された。その後、ステッカーを後方バンパーなどに貼付した個人タクシーが、白バイの先導を受けてデモ走行を行った。

赤坂警察署の小林署長から啓発隊代表の個人タクシー事業者に、委嘱状と「TOKYO SAFETY ACTION」横断歩道「歩行者を優先します」と記載されたステッカーが手渡された。その後、ステッカーを後方バンパーなどに貼付した個人タクシーが、白バイの先導を受けてデモ走行を行った。

topics

TOKYO SAFETY ACTION

赤坂警察署が都個協に啓発隊委嘱

警視庁赤坂警察署、小林一署長は9月11日、都内新宿区の「聖徳記念絵画館」前において、「TOKYO SAFETY ACTION」啓発隊の委嘱式を行った。横断歩道における歩行者優先など、他のドライバーの模範となる啓発隊の委嘱が、東京都個人タクシー協会（秋田隆会長）に対して行われ、赤坂警察署の小林署長から啓発隊代表の個人タクシー事業者に、委嘱状と「TOKYO SAFETY ACTION」横断歩道「歩行者を優先します」と記載されたステッカーが手渡された。その後、ステッカーを後方バンパーなどに貼付した個人タクシーが、白バイの先導を受けてデモ走行を行った。

赤坂警察署の小林署長から啓発隊代表の個人タクシー事業者に、委嘱状と「TOKYO SAFETY ACTION」横断歩道「歩行者を優先します」と記載されたステッカーが手渡された。その後、ステッカーを後方バンパーなどに貼付した個人タクシーが、白バイの先導を受けてデモ走行を行った。

赤坂警察署の小林署長から啓発隊代表の個人タクシー事業者に、委嘱状と「TOKYO SAFETY ACTION」横断歩道「歩行者を優先します」と記載されたステッカーが手渡された。その後、ステッカーを後方バンパーなどに貼付した個人タクシーが、白バイの先導を受けてデモ走行を行った。

令和2年9月14日（月）東京交通新聞

④国立競技場をバックに10台の個人タクが出勤、赤坂署の小林一署長が敬礼で見送った（11日、明治神宮外苑）⑤啓発ステッカー

横断歩道の歩行者優先を社会啓発するため、警視庁赤坂警察署個人タクシー協会（秋田隆会長）を「TOKYO SAFETY ACTION」啓発隊として委嘱した。

都内個人タク100台 歩行者優先の啓発隊に

令和2年9月21日（月）東京交通新聞

個人タクシー

委嘱式には都個協の理事10人が営業車に乗って参加。神宮外苑の周囲をパレードした

式典に参加した都個協の役員と赤坂署の警察官。前列左から2人目が小林署長、4人目が丸山副会長

「一般ドライバーの模範に」
赤坂警察・都個協 歩行者啓発隊委嘱式

警視庁赤坂警察署、啓発隊一に委嘱。21日の行進は、丸山副会長に委嘱状を渡す。赤坂署長、丸山副会長、小林署長、都個協の丸山副会長、個人タクシー協会、秋田隆会長、小林署長、丸山副会長、区明正署長が委嘱式

赤坂署長は「歩行者優先を社会啓発するため、警視庁赤坂警察署個人タクシー協会（秋田隆会長）を「TOKYO SAFETY ACTION」啓発隊として委嘱した。横断歩道における歩行者優先など、他のドライバーの模範となる啓発隊の委嘱が、東京都個人タクシー協会（秋田隆会長）に対して行われ、赤坂警察署の小林署長から啓発隊代表の個人タクシー事業者に、委嘱状と「TOKYO SAFETY ACTION」横断歩道「歩行者を優先します」と記載されたステッカーが手渡された。その後、ステッカーを後方バンパーなどに貼付した個人タクシーが、白バイの先導を受けてデモ走行を行った。

「一般ドライバーの模範に」 赤坂警察・都個協 歩行者啓発隊委嘱式